

## 青い森しんきん子育て応援定期積金規定

2024年4月1日現在

### 1. (取扱期間)

青い森しんきん子育て応援定期積金（以下「この積金」という）の取扱期間は2024年4月1日(月)から2025年3月31日(月)までとします。

但し、取扱期間中に募集総額（契約額5億円）に達した場合は別途協議し決定します。

### 2. (取扱対象者)

この積金は、個人のお客さまを対象とします。（個人事業主含む。）

(1)契約時に18歳以下のお子さまを扶養されている父親・母親

(2)契約時に18歳以下のお子さま（本人）

(3)妊娠中のお客さま

(4)「あおり子育て応援パスポート」を提示できる、お子さまの保護者

※(1)の項目で契約される場合は、父親・母親の確認資料は、運転免許証・健康保険証等、子供の年齢・人数の確認は、健康保険証・住民票謄本等で確認させていただきます。

(2)の項目で契約される場合の本人の確認資料は、健康保険証等、兄弟姉妹の年齢・人数・続柄の確認資料は、健康保険証・住民票謄本等で確認させていただきます。

(3)の項目で契約される場合は、本人確認資料の他に母子手帳で確認させていただきます。

(4)「あおり子育て応援パスポート」で確認できる子供の数は1名で、子供が複数の場合は別途資料で確認させていただきます。

### 3. (預入単位と預入期間)

(1)この積金は掛金3千円以上1千円単位で5万円以内、期間1年から5年以内とします。

(12回以上60回迄の積立)

(2)一世帯の契約口数の制限はございません。

### 4. (適用利率)

(1)契約日における「スーパー積金」の店頭表示利率（利回り）に、18歳以下のお子さまの人数により上乗せした利率を約定利回りとして適用します。

①18歳以下の子供が1人の場合 … 店頭表示利回り×2.0倍

②18歳以下の子供が2人の場合 … 店頭表示利回り×3.0倍

③18歳以下の子供が3人以上の場合 … 店頭表示利回り×5.0倍

(2)当金庫がやむを得ないと認めて、この積金を満期日前に解約する場合は、証書記載の利率にかかわらず、次に定めるこの積金所定の中途解約利率を適用します。

(※期間にかかわらず、解約日における普通預金利率)

## 5. (給付補填金等の計算)

(1)この積金の給付補填金は、証書表面記載（以下「表面記載」という）の給付契約金と掛金総額の差額により計算します。

(2)約定どおり払込みが行われなかったときは、つぎにより利息相当額を計算します。

①この積金の契約期間中に表面記載の掛金総額に達しないときは、払込日から満期日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

②当金庫がやむを得ないものと認めて、満期日前の解約をするときは、払込日から解約日の前日までの期間について、つぎの③の利率によって計算し、この積金の掛金残高相当額とともに支払います。

③上記の①、②の計算に適用する利率は、つぎのとおりとします。

「解約日における普通預金利率」

④この計算の単位は1円とします。

## 6. (その他の関連規定)

この規定で定めのない事項は、定期積金規定により取扱います。

以 上